

令和6年度 佐賀県献血推進計画

1 目的

この計画は、平成15年7月30日に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、本県において必要な輸血用血液及び血漿分画製剤用原料血漿を確保するために、「令和6年度に必要な献血者数の目標」及び「献血者を確保するために展開する事業」について定めるものである。

2 令和6年度献血目標

(1) 輸血用血液製剤の使用見込み数（本）

令和4年度から令和5年度の佐賀県内で使用された輸血用血液製剤の供給実績を踏まえて、令和6年度に県内の医療機関が使用すると見込まれる輸血用血液製剤数は以下のように推計される。 (単位：本)

区	分	令和4年度 (供給実績)	令和5年度 (計画)	令和5年度 (R6.1末実績)	令和6年度 (計画)
	由来				
赤血球製剤	200mL献血	17	26	24	24
	400mL献血	16,399	16,507	13,748	16,518
血漿製剤	200mL献血	7	2	6	0
	400mL献血	1,151	1,304	763	1,287
	成分献血	1,494	1,535	1,320	1,644
血小板製剤	成分献血	3,418	2,993	3,078	3,326

(2) 原料血漿確保目標量（リットル）

免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤の原料となる原料血漿は、国が毎年度の確保目標量を示し、各都道府県の確保目標量を設定している。 (単位：リットル)

	令和3年度 目標量	令和4年度 目標量	令和5年度 目標量	令和6年度 目標量
佐賀県	8,576	8,679	8,149	8,507
九州ブロック	145,638	147,861	139,644	142,818
全国	1,223,001	1,253,003	1,200,001	1,230,001

(3) 令和6年度に必要な献血者数(人)

上記(1)、(2)及び九州ブロック血液センターでの広域需給管理を踏まえ、下記の献血者数が必要と算出される。(単位:人)

		令和4年度 (実績)	令和5年度		令和6年度 (計画)
			(計画)	(R6.1末実績)	
200mL 献血		496	299	173	284
400mL 献血		18,983	20,036	16,386	21,286
成分 献血	血漿成分	10,533	8,936	8,134	8,513
	血小板成分	3,774	4,526	3,028	4,519
計		33,786	33,797	27,721	34,602

3 関係者の役割及び献血目標を確保するために必要な措置

《 関係者の役割 》

県内の医療に必要な血液を安定的に確保するため、県、各市町、佐賀県赤十字血液センター(以下、「血液センター」という。)、献血協力団体等が密接な連携のもとに、県民の十分な理解と協力が得られるよう事業を展開する。

- (1) 県は、献血に関する県民の理解を深めるための普及啓発を行うとともに、献血に協力していただく企業等の育成や献血に関する適切な情報提供など、献血の推進に必要な施策を実施し、血液センターによる献血の受入れが円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。
- (2) 市町は、国及び県と協力して、献血に関する県民の理解を深めるため、普及啓発等を実施する。また、住民に対し、献血実施等について広報するなど、血液センターによる献血の受入れが円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。
- (3) 血液センターは、国、県及び市町が行う献血推進の取組に積極的に協力するとともに、県と協議のうえ献血受入れ計画を作成し、献血受入れ体制を着実に整備し、献血者の受入れを推進するとともに、血液製剤の安定性の向上及び安定供給の確保、献血者等の保護に努める。

《 献血目標を確保するために必要な施策 》

(1) 献血に関する普及啓発活動

400mL 献血及び成分献血の推進、普及啓発に努める。

夏季及び冬季における献血者不足の解消のため、献血協力団体等の協力を得て各種キャンペーンを実施する。

- ① 「愛の血液助け合い運動」 (7月)
 - ・ ポスター等の広報資料の配布
 - ・ 献血推進協力団体に対する表彰
 - ・ 新聞誌上での献血広告掲載
- ② はたちの献血キャンペーン (1～2月)
 - ・ ポスター等の広報資料の配布
 - ・ 大型商業施設のデジタルサイネージを利用したキャンペーン CM 動画放映
- ③ 佐賀県献血推進キャンペーン
 - ・ 高等学校の校内放送を利用した献血啓発イベント
 - ・ 街頭キャンペーン
 - ・ ラジオ放送や SNS を活用したイベント告知やイベントの様子の情報発信
- ④ イベント会場等における移動採血車による献血
 - ・ 有田陶器市 (5月)
 - ・ 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ (11月) 等
- ⑤ 佐賀県学生献血推進協議会主催のイベントの実施
 - ・ サマー献血キャンペーン (7～8月)
 - ・ クリスマス献血キャンペーン (12月)

(2) 若年層対策

将来の輸血医療を支えることになる現在の若年層の献血や血液製剤への理解を深めるための普及啓発を実施する。

- ① 高校生を対象とした「献血セミナー」の強化
 - ・ 献血の意義や血液製剤についての理解を深める学校訪問型講習
- ② 県内高校に対する「高校献血」の積極的な働き掛け
 - ・ 献血バスを学校に配車
- ③ 小中学生等を対象とした献血プラザさが(血液センター)の見学受入れ推進
- ④ 児童を対象とした献血疑似体験イベント「キッズ献血」の開催
 - ・ 児童とその保護者に献血の意義や様子を紹介
 - ・ 疑似体験することで献血への不安を少しでも解消

- ⑤ 「はたちの献血キャンペーン」（再掲）
- ⑥ 佐賀県献血推進キャンペーン（再掲）
- ⑦ インターネット、SNS 等の様々な媒体を利用した若年層への献血 PR

（3）複数回献血者支援（献血 Web 会員サービス「ラブラッド」登録の推進）

献血 Web 会員サービス「ラブラッド」及び同アプリの積極的な広報を展開する。（同サービスを利用して献血予約や事前問診回答をすることで、待ち時間の少ないスムーズな献血が可能）

会員あてには、血液不足時の献血協力要請や各種イベント、キャンペーン等の案内をメールで発信し、状況に応じた献血者確保に努める。

なお、現在、献血バスを職域に配車する場合、職域における献血協力者名簿の提供があれば、時間帯別の献血を提案し、事前予約の代行入力も行っている。

（4）R e 献血の推進

献血の経験はあるが、長期間献血を行っていない方に協力を呼びかけ、献血者の掘り起こしを行う。

（5）市町における献血活動の推進

- ・ 各市町の献血推進活動を支援するために、県、市町、血液センター間での情報共有や連絡を密に行う。
- ・ 市町は、血液センターと移動採血車による献血の日程を設定し、協力団体及び周辺事業所等に対して積極的に周知し献血の協力を呼びかける。
- ・ 市町は、血液センター及び協力団体等と連携して、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成に努める。
- ・ 市町ごとに「市町成分献血の日」を定め、成分献血の推進を図る。

（6）全血採血 400m L 献血の確保

令和 6 年度計画の「400m L」献血者数（対前年度計画 1,250 人増）を確保するため、献血プラザさが（血液センター）近隣の事業所及び団体、学校等への働きかけを更に強化し、平日を中心とした新規の献血協力を要請する。

また、献血バスについては、市町発行広報誌に献血実施日の掲載や献血告知チラシを配布するなど住民に対する事前広報等を実施し、安定的な献血者確保を図る。

(7) 献血推進組織の育成

献血推進ボランティア団体に研修会等を行うことにより、組織の充実強化を図るとともに、新たな組織作りや新規献血者の確保に努める。

(8) 県民への献血状況等の情報提供

血液センターホームページで公開している血液型別の「献血状況」（200mL、400mL、成分献血）を随時更新し、不足状況や緊急度等を情報発信する。

また、献血協力者に向けて「献血バス運行予定表」やキャンペーン、イベント情報等を掲載する。

情報掲載 URL <https://www.bs.jrc.or.jp/bc9/saga/>

(9) 佐賀県献血推進協議会の開催

次年度の佐賀県献血推進計画の策定に係る協議のほか、献血の啓発方法、効果的な啓発品、献血思想の普及等について協議する。（1回/年開催予定）

(10) けんけつ応援薬局を活用した献血の啓発活動

献血後に交付される血液検査成績通知票を用いて、薬剤師が検査結果の見方のアドバイスや必要に応じて受診勧奨を行うことで、献血にインセンティブを付与し、献血者の増加に繋げる。

(11) その他

県、市町は、その職員に対し、ボランティア活動である献血への協力を積極的に呼びかけるとともに、献血しやすい職場の環境作りを推進する。

4 その他

(1) 採血の実施

① 献血プラザさが（佐賀県赤十字血液センター）

住所	佐賀市八丁畷町 10 番 20 号	
連絡先	TEL 0952-32-1011	FAX 0952-32-2002
献血受付時間	200m L、400m L	9:00～11:30、12:30～17:00
	成分献血	9:00～11:30、12:30～16:30
定休日	年末年始	

* 献血プラザさが内に「ご意見箱」を設置し、献血者等から寄せられた意見に

ついて、今後の血液事業に反映していく。

② 移動採血車（2台）

年間採血計画に基づき、県内各地に効率的に配車し県内全域で献血者の受入れを行う。

(2) 血液製剤の適正使用の推進

県及び血液センターは、輸血療法を行う医療機関に対して、血液製剤の安全かつ適正な使用に関する情報提供を行う。また、医療機関相互で血液製剤の適正使用について協議する場として、佐賀県合同輸血療法委員会を開催する。

(3) 災害時等における献血の確保等

① 自然災害

地震などの災害時には、血液製剤が大量に必要になり、また、震災発生地域における献血者の確保も困難となるおそれがある。

このため、県は、国、市町及び血液センターと連携して、災害時における血液が確保されるよう、各種の媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血者確保を呼びかけるとともに、医療機関への血液供給が困難な地域においては、県境を越えた近隣血液センターとも連携し、血液確保に努める。

② 感染症の流行等

新型コロナウイルス感染症及びその他の感染症の流行下においても安定的に献血者を確保するために、その必要性についてHPや広報紙に掲載する他、様々な機会を捉えて献血への協力を呼びかける。

また、感染症ごとの特性に応じた適切な対策を講じ、感染後の献血待機期間等の情報を周知することで、献血協力者が過度な献血自粛を意識せず安心して献血できるよう努める。

(4) 適正在庫の確保

赤血球製剤等の在庫状況を常時把握するとともに、安定在庫の確保に努める。

また、在庫不足や不足が予測される場合には、日本赤十字社、厚生労働省のマニュアルに基づき、必要な対策を講じる。

注意報：適正在庫の70%割れ

警報：適正在庫の50%割れ

* 適正在庫：平日平均需要量3日分